

枚方市学校規模等適正化基本方針 【改定版】（要旨）

枚方市教育委員会
管理部 教育環境整備室
平成29年11月

P1

基本方針改定までの経過

平成26年7月審議会へ諮問



平成27年12月審議会答申（案）の
インターネットアンケート



平成28年3月審議会答申



平成28年6月～12月 答申等の説明会



平成29年3月パブリックコメント



平成29年6月
学校規模等適正化基本方針改定

P2

1.適正化の基本的な考え方

(1) 学校規模

平成29年度の学校規模

	小規模校	適正規模校	大規模校	
小学校	11学級以下	12～24学級	25学級以上	計
	8校	35校	2校	45校
中学校	8学級以下	9～24学級	25学級以上	計
	2校	16校	1校	19校

※平成28年度における本市の学級編制基準は、小学校1～4年生が1学級35人、5・6年生が1学級40人、中学校1～3年生が1学級40人である。

P3

2.適正化の実施

①学校規模について

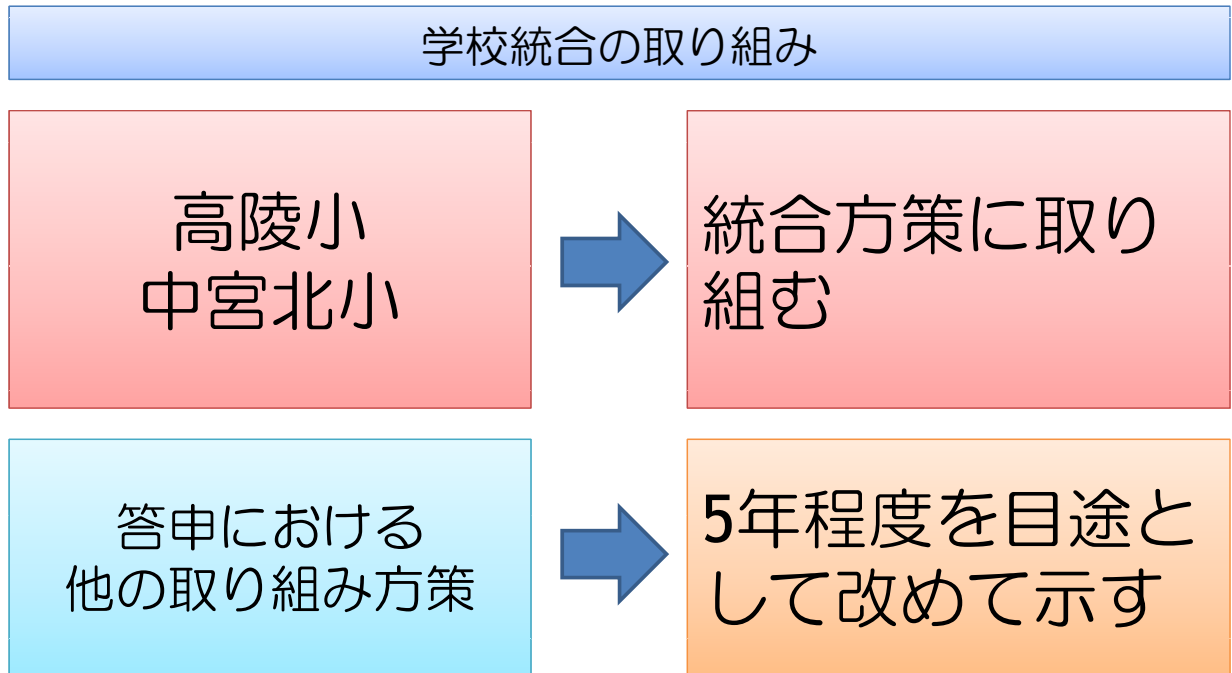
<基本的な方策>

小規模校	学校統合を基本方策として課題解消を図る。
大規模校	通学区域の変更により課題解消を図る。
過密校	通学区域の変更や校舎の増築により、課題解消を図る。

P4

2.適正化の実施

②学校統合について



P5

2.適正化の実施

②学校統合について



(a)学校統合の進め方について

今後、具体的な適正化方策を取りまとめた「実施プラン※」を作成し、**統合する3年前まで**を基本に公表し、オープンな形で進めていく。

保護者及び地域コミュニティ・学校・教育委員会等の代表者からなる「(仮称)統合協議会」を設置し、統合に関する諸課題について、協議・検討を行う。

※「実施プラン」：適正化の具体的な方策や実施時期などを定めた計画

例えば、学校名は？
校歌は？通学路の安全対策は？他・・・

P6

2.適正化の実施

②学校統合について

学校統合にあたっての留意事項

(b)教育環境の充実について

近年の教育内容・教育方法の多様化や社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した施設・設備の整備を図る。

児童生徒の心のケアに配慮し、適切な教職員配置に努める。統合後の新たな学校の円滑な運営や子どもたちの学習環境の充実について万全の対策を講じる。特に配慮を要する児童生徒への個のニーズに応じた支援に努めていく。

P7

今後の進め方

学校統合に向けた保護者・地域への説明



実施プラン及び（仮称）統合協議会の設置に向けた説明



実施プランの策定

（仮称）統合協議会の設置



統合に関する諸課題の協議検討（基本3年間）



学校統合

具体的にどんな学校にするのか検討

P8



ご静聴ありがとうございました。

平成29年11月25日

枚方市教育委員会 管理部 教育環境整備室